

阿智村農業委員会殿

阿智村智里 3 6 4 3 番地イ 熊谷章文

農地法違反行為についての告発

私が所有する、阿智村智里 3 4 6 7 番地 1 の土地の一部が、熊谷和美の宅地用として、不法に形状変更が為されています。

また、土地境にある農業用井水についても、勝手に埋設され、宅地として使用されております。

このような行為は、農地法第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項の規定に違反しているため、同法において処罰されることに併せ、原状回復される措置を求めます。

令和 4 年 4 月 22 日